

# 令和7年度第3回下松市地域公共交通活性化協議会（書面協議）

## 次第

### 1 議事

#### (1) 「下松市地域公共交通活性化協議会規約」及び「下松市地域公共交通活性化協議会財務規程」の制定について（資料1-1・1-2）

##### 《概要》

国土交通省は、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）を行った。

それに伴い、令和7年度運行年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）から、「地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）」に係る国庫補助金については、法定協議会（下松市地域公共交通活性化協議会）（幹線補助については乗合バス事業者又は法定協議会）に対して補助を行うこととなり、それに伴い法定協議会の口座作成が必須となった。

については、法定協議会の口座を作成するため、「下松市地域公共交通活性化協議会規約（案）」及び「下松市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）」のとおり、法定協議会に諮るものである。

#### (2) 令和7年度（R6.10月～R7.9月運行分）地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（幹線系統）について（資料2-1～2-5）

##### 《概要》

令和7年度運行期間（令和6年10月1日から令和7年9月30日）に係る防長交通の運行する幹線系統に関する事業評価について、法定協議会に諮るものである。

※承認に際しては、国への提出過程で軽微な修正等が生じた場合には、事務局の責任において修正等して提出することも併せて御了解ください。

(3) 令和7年度(R6.10月～R7.9月運行分)地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(フィーダー系統)について(資料3-1～3-3)

《概要》

令和7年度運行期間(令和6年10月1日から令和7年9月30日)に係るフィーダー系統である米川地区コミュニティバス「米泉号」に関する事業評価について、法定協議会に諮るものである。

※承認に際しては、国への提出過程で軽微な修正等が生じた場合には、事務局の責任において修正等して提出することも併せて御了解ください。

## 2 報告事項

(1) 令和7年度(R6.10月～R7.9月運行分)地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費補助金)の計画運行回数の変更について(資料4)

《概要》

実績運行回数が国から認定を受けた計画運行回数を超えた場合、認定を受けた計画運行回数を超えて実施した運行分については補助対象経費に含めることができない。

このたび、米泉号が当初の想定よりも多く予約運行エリアの運行があったことに伴い、実績運行回数が国から認定を受けた計画運行回数を超える事象が発生した。

については、資料のとおり、計画運行回数に係る文書の差し替えをしたので報告するものである。

## 3 その他

(1) 笠戸島地区コミュニティバスの経過報告について(資料5)

《概要》

令和7年度第1回下松市地域公共交通活性化協議会にて概要の説明を行った笠戸島地区コミュニティバスについて、その後の経過報告及び今後のスケジュールを説明するものである。